

令和7年度

# 履 修 要 項

作新学院大学女子短期大学部



## 作新学院大学女子短期大学の建学の精神・基本理念、起源・教育目標 等

### ★ 建学の精神「作新民」

作新学院の建学の精神は「作新民」（中国古典『大学』）ということばで表現されている。その意味するところは「新たに作る民を作（おこ）せ」一分りやすく言えば、社会の進歩発展・変化に対応する新たな知識や考え方を身につけていこう、ということである。「作新民」はまた、自らの力で新しい知識や課題を解決する能力を身につけ、自らが社会を変革していくという自覚をもつ人となろう、ということも意味する。

### ★ 基本理念「自学・自習」「自主・自律」

作新学院大学女子短期大学部は、建学の精神「作新民」のもとに「自学・自習」「自主・自律」を基本理念として、「学問の自由」そしてそれを支える「大学の自治」と「進取の気概」が満ち溢れる場となることを希求する。大学の構成員一人ひとりが、「作新民」から導かれる理想の実現に向けて、地域とともに歩む大学として「実学」を重視し、地域に積極的に貢献できる人材の養成をめざした教育と研究を実践する。

### ★ 作新学院の起源

作新学院は創立者・船田兵吾によって明治18（1885）年に始められた「下野英学校」が母体である。戦前の一時期には「私立作新館」と改称したときもあったが、長く「下野中学校」として地域の人々に愛されてきた。戦後の新学制が発足することに併せて、作新学院の名称を本格的に使うようになった。

「作新」とは、中国の古典『大学』の一節にある。世の中に学問を広める目的や心構えを記したものだが、「日に新たに、日々に新たに、また日に新たなれ。」「新たなる民を作（おこ）せ。」の後段、「作新民」から引用したものである。実はこの名称は開明的で名藩主と呼ばれた大関氏が、下野の国の北東に位置した黒羽藩の藩校に使用していた。その関係者が「作新」の名が藩校の廃止とともになくなるのは惜しいと思い、その名の存続を船田兵吾に託したのがきっかけであった。

明治維新後間もない栃木県で、文明開化が「陸（おか）蒸気」に乗ってやってこようという時代背景のもと、兵吾がこの言葉に心を揺り動かされたのは想像に難くない。また新しい時代を切り開こうとした同僚の共感を得て、建学の精神を表現する言葉として定着していったのである。

# 作新学院大学女子短期大学部 幼児教育科の三つのポリシー

## 大学の教育理念

作新学院大学女子短期大学部は、作新学院設立の精神に則り、高潔な人格と確乎とした識見を養い、時代の要請に応え、実際の職業に即応し、自ら学び、自主的に自らを律して行動できる女性を育成することを目的とする。

本学では、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等、幼児教育や保育に従事する者を保育者と呼称する。

## 幼児教育科の教育目的

幼児教育科は、幼児教育に関する専門の知識や技能、子どもに対する深い愛情を有する幼稚園教諭・保育士等の人材の養成を目的として、幼児教育に関する教育研究を行う。幼児教育科の教育研究上の目的は、以下のとおりとする。

1. 保育者としてふさわしい資質を備え、常に時代の要請に自ら進んで対応できる能力を養う。
2. 保育者に必要な保育の理論や実践的な技能を、自ら進んで学び高めようとする態度を養う。
3. 保育者としてふさわしい豊かな個性や協調性を持ち、学問的な裏付けを持った実践を行うことができる能力を養う。

## 幼児教育科のディプロマ・ポリシー

作新学院大学女子短期大学部は、自ら学び、自主的に自らを律して行動できる女性を育成することを教育理念としている。その実現に向け以下の能力を身につけ、教養教育及び幼児教育に関する所定の単位を修得した場合には、卒業を認定し、短期大学士の学位を与える。

また、本学幼児教育科は、幼稚園教諭2種免許状と保育士資格の取得を積極的に支援する。

### 【知識・理解】

1. 諸領域（人と自然・人と社会・人と文化・言語・情報・キャリア形成）の学問分野における基礎的知識を持っている。
2. 幼児教育の基本的知識を体系的に理解している。また、幼児教育の歴史、社会や自然と関連づけて理解している。

### 【技能】

3. 情報や知識を複眼的、論理的に分析し、自分の意見を口頭や文章で的確に表現できるコミュニケーション・スキルを身につけている。
4. 幼児教育の知識・理解に基づいた幼児教育の方法や技術を修得している。
5. 音楽・図画工作・体育の技術と表現を身につけ、乳幼児に指導できる。

### 【態度・志向性】

6. 「自学・自習」「自主・自律」を実践できる。
7. 他者と協調・協働して行動できる。また、目標の実現のためにリーダーシップを発揮できる。
8. 地域社会が抱える課題、特に幼児教育の課題に向けて主体的に取り組むことができる。

### 【統合的な学習経験と創造的思考力】

9. 理論（日々の学び）と実践（各種実習）を往還する省察と改善の態度を身に付けている。
10. 積極的にボランティア活動に取り組むことができる。

## 幼児教育科のカリキュラム・ポリシー

1. 作新学院大学女子短期大学部は、学科の教育上の目的を達成するために、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。
2. 作新学院大学女子短期大学部は、豊かな教養、深い専門的な知識、実践的な技能を身につけて地域社会の課題に取り組むことができる人材を育成するために、理論科目と実践科目を適切に配置する。
3. 作新学院大学女子短期大学部は、ディプロマ・ポリシーに定めた卒業までに修得すべき知識・理解、技能、態度・志向性、統合的な学習経験と創造的思考力、等をシラバスの中に明示する。
4. 幼児教育科は、幼児教育の専門家に求められる豊かな教養を培う教養科目群を開設する。
5. 幼児教育科は、幼児教育の実践に必要な専門的知識・技能を培う専門科目群を開設する。
6. 幼児教育科は、理論と実践を往還する実習科目群を開設する。
7. 幼児教育科は、成績評価の公正さと透明性を確保するため、成績の評定は、各科目に掲げられた授業の狙い・目標に向けた到達度を目安として採点する。
8. 幼児教育科は、評価の客観性を担保するため、学習成果の評価の観点をシラバス中で、①保育者観、②知識・技能、③実践力と実務能力、④人間性と協働性と明示し、複層的な積み上げによる成績評価を行う。
9. 幼児教育科は、自主性・主体性を引き出すために、学生と教員とのコミュニケーションを大切に学生参加型の授業を行う。

## 幼児教育科のアドミッション・ポリシー

作新学院大学女子短期大学部幼児教育科は、以下のような人材を求めている。

### 【知識・技能】

1. 幼児教育の専門的知識・技能を学ぶための基礎的学力のある人

### 【思考力・判断力・表現力】

2. 幼児教育を学ぶのに必要なコミュニケーション能力のある人
3. 保育者としての資質を身につけ、社会に貢献したいと考えている人

### 【主体性・協働性】

4. 協調性があり、他者への思いやりのある人
5. 建学の精神である「作新民」に共感して、自ら成長する意欲のある人
6. 教育理念である「自学・自習」「自主・自律」に共感して、主体的に学ぶ意欲のある人

## 入学までに身につけておくべき主な科目の内容・ポリシー

高等学校における基礎的な学力・実技能力、又は、得意分野に関する優れた学力・実績を身に付けていること。

### 【国語】

基礎的な国語の知識、特に現代文の確かな知識。口頭や文章でコミュニケーションをとるための思考力・表現力

### 【外国語（英語）】

基礎的な英語力

### 【音楽】

基礎的な音楽的表現力や技能

### 【美術】

基礎的な造形能力、創造力

### 【保健体育】

基本的な運動能力

### 【職業学科（専門高校）】

得意分野に関する優れた学力・実績

### 【総合学科】

得意分野に関する優れた学力・実績

## 入試区分ごとのアドミッション・ポリシー

幼児教育の専門的知識・技能を学ぶための基礎的な学力、思考力・判断力・表現力、主体性・協働性を多様な方法で調べるため、以下の入試区分を設ける。

### 【学校推薦型選抜（一般推薦）】

1. 学業、人物ともに良好であり、高等学校全体の評定 平均値が3.0以上の人。
2. 出身高等学校長により推薦された方で本学専願者。
3. 課題レポート、面接及び書類審査を行う。

### 【学校推薦型選抜（指定校推薦）】

1. 学業、人物ともに特に良好であり、高等学校全体の評定平均値が3.2以上の人。
2. 出身高等学校長により特に推薦された方で本学専願者。
3. 面接と書類審査を行う。

### 【総合型選抜】

1. 当該年度に高等学校を卒業見込の人。
2. 高等学校卒業、または同程度の学力を持つ人。
3. 課題レポート、面接及び書類審査を行う。

### 【社会人選抜】

1. 高等学校卒業、または同程度の学力を持ち、社会人として就労経験を持つ人。
2. 課題レポートと面接を行う。

### 【一般選抜】

1. 当該年度に高等学校卒業見込の人。
2. 高等学校卒業、または同程度の学力を持つ人。
3. 学力試験（国語（現代文）・英語）、面接及び書類審査を行う。

### 【特色選抜】

1. 専門高校から進学を希望する人。
2. 高等学校や大学の中退等で再チャレンジを志す人。
3. 学び直しや新しい分野の学修をしたい社会人。
4. 地域に貢献したい意欲を有する人。
5. 科学や芸術などの特定の分野で卓越した能力を磨いてきた人。
6. 課題レポート、面接及び書類審査を行う。

## 学生生活支援方針

幼児教育科では、学生本位の支援体制を構築し、学習と学生生活全般に関して、教職員が連携して支援する。

1. クラス担任制を設け、入学から卒業まで同一の担任が学習から学生生活までの支援を行う。
2. 学生委員とキャンパスライフ支援室を中心に、健康管理からメンタルケアまで、きめ細やかな支援を行う。
3. サークル活動やボランティア活動を重視し、積極的な課外活動支援を行う。
4. 学友会が中心となって企画する学生の自主的な行事を積極的に支援する。

## 幼児教育科のアセスメント・ポリシー

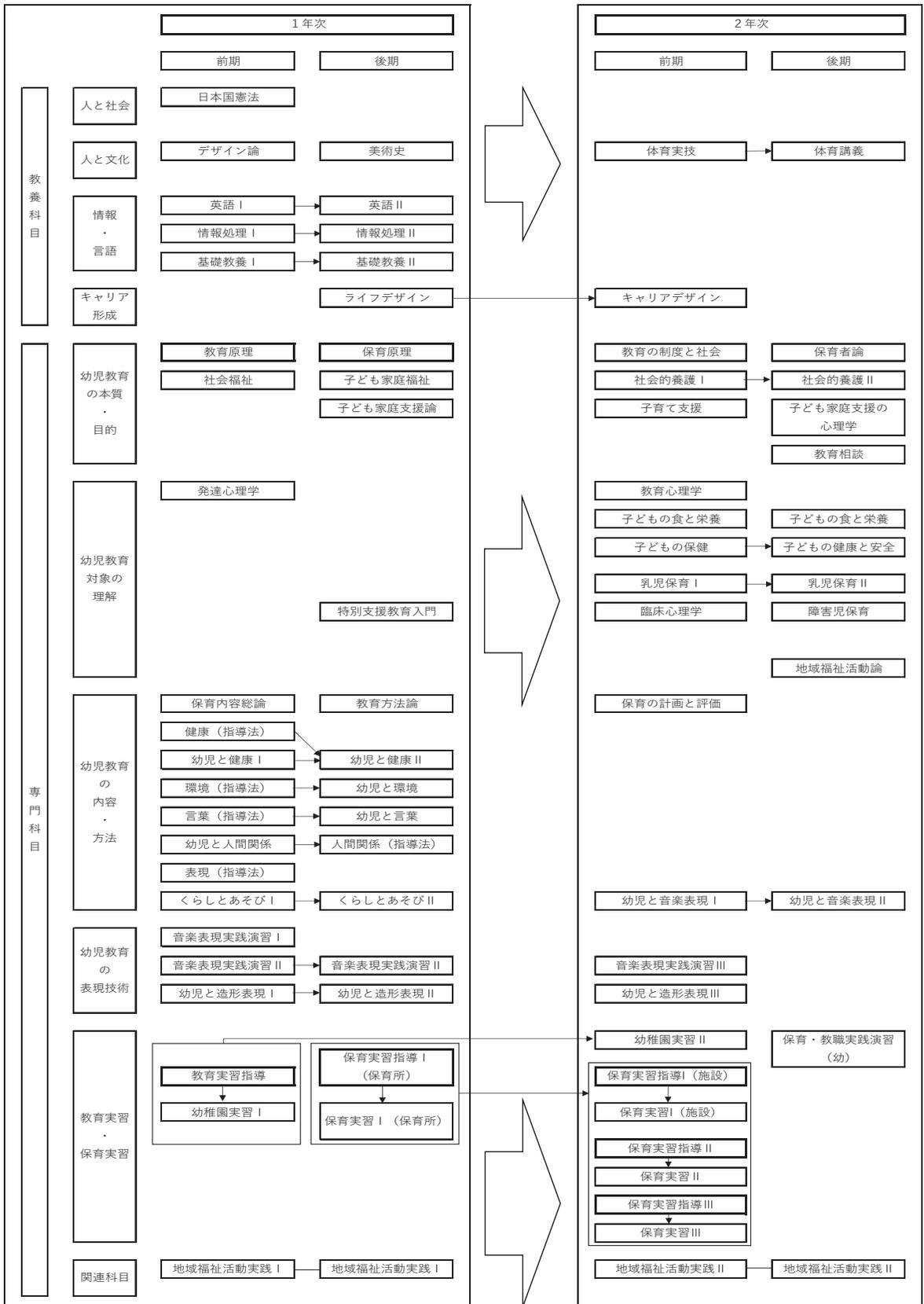
作新学院大学女子短期大学部では、幼児教育科の三つのポリシー（ディプロマ・カリキュラム・アドミッション）に基づき、機関レベル・教育課程レベル・科目レベルの3段階で学修成果を査定する方法を定めている。

1. 機関レベル（作新学院大学女子短期大学部）のアセスメント・ポリシー  
学生の志望進路（就職率、資格・免許を活用した進路への就業率など）から、機関レベルでの学修成果の達成状況を査定する。
2. 教育課程レベル（幼児教育科）のアセスメント・ポリシー  
卒業要件達成状況、資格・免許の取得状況などから教育課程レベルでの学修成果の達成状況を査定する。
3. 科目レベル（各授業科目）のアセスメント・ポリシー  
シラバスで提示された授業科目の学修目標に対する評価や授業評価アンケートの結果などから、科目レベルでの学修成果の達成状況を査定する。
4. 具体的な査定方法  
具体的な査定方法は以下のとおりとする。

	入学前・入学時	在学中	卒業時・卒業後
	アドミッション・ポリシーを満たす人材かどうかの査定	カリキュラム・ポリシーに則って学修が進められているかどうかの査定	ディプロマ・ポリシーを満たす人材になったかどうかの査定
機関レベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学試験</li> <li>・入学前アンケート</li> <li>・新入生アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修得単位数</li> <li>・GPA</li> <li>・各種学生アンケート（学修行動調査、満足度調査、学生生活アンケートなど）</li> <li>・退学率、休学率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学位授与数</li> <li>・免許・資格取得状況</li> <li>・就職率、進学率</li> <li>・専門就職率</li> <li>・卒業時満足度調査</li> <li>・卒業生アンケート調査</li> <li>・就職先アンケート</li> </ul>
教育課程レベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学試験</li> <li>・入学前学習（作大・作短eラーニング）</li> <li>・入学前アンケート</li> <li>・新入生アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期試験</li> <li>・修得単位数</li> <li>・GPA</li> <li>・資格取得</li> <li>・履修カルテ</li> <li>・各種学生アンケート（学修行動調査、満足度調査、学生生活アンケートなど）</li> <li>・退学率、休学率</li> <li>・実習園懇談会でのヒヤリング結果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学位授与数</li> <li>・免許・資格取得状況</li> <li>・就職率、進学率</li> <li>・専門就職率</li> <li>・卒業時満足度調査</li> <li>・卒業生アンケート調査</li> <li>・就職先アンケート</li> </ul>
科目レベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピアノ演奏（進度確認）</li> <li>・入学前学習（作大・作短eラーニング）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成績評価</li> <li>・履修カルテ</li> <li>・学生授業評価アンケート</li> <li>・実習園懇談会でのヒヤリング結果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・免許・資格取得状況</li> <li>・履修カルテ</li> <li>・卒業時満足度調査</li> </ul>



# カリキュラムチャート



以下を主要授業科目とする。

表1 主要授業科目

授業名	教員（職位）
幼児と健康Ⅰ	藤村透子 准教授
幼児と健康Ⅱ	藤村透子 准教授
幼児と言葉	西田直樹 教授
幼児と造形表現Ⅰ	花田千絵 教授
幼児と音楽表現Ⅰ	長澤順 准教授
言葉（指導法）	西田直樹 教授
表現（指導法）	井上修 准教授
保育内容総論	宍戸良子 准教授
教育原理	横井夏子 准教授
保育者論	横井夏子 准教授
教育方法論	横井夏子 准教授
教育心理学	設楽紗英子 准教授
発達心理学	設楽紗英子 准教授
特別支援教育入門	矢野善教 准教授
保育の計画と評価	宍戸良子 准教授
教育相談	矢野善教 准教授
キャリアデザイン	久野高志 教授
社会福祉	坪井真 教授
幼児と環境	森嶋佳織 講師

## はじめに

短大は高校と異なり、常に自己の判断で行動することが求められる。

この冊子は、充実した学生生活を過ごすのに際して、学生生活全般にわたって必要不可欠な事項が要領よくまとめられている。手続きその他で不明な点があったら、いつでもこの冊子を参照できるように、手元に置いてよく読むこと。

「履修要項」は、自分が受ける講義の登録に必要な事柄が詳細に記載されているので、よく理解すること。なお、履修規程は成績の評価や単位修得の認定などにつながる重要な内容なので必ず読むこと。

---

# 履修要項

---

## 履修について

履修要項の利用について	1
履修科目の登録方法	2
学則	5
履修規程	19
学位規程	22
科目等履修生規程	23

## 「教養科目」と「実習科目」について

教養科目履修について	24
幼稚園教諭二種免許状の取得について	25
保育士資格の取得について	25
1年次で行う「各種実習」について	26

## 教育課程履修表

保育士資格・幼稚園教諭二種免許状取得見込証明書の発行について	28
教育課程履修表	29



履修について



## 履修要項の利用について

### ◇本書の取扱い

この履修要項は、履修に関する詳細を説明するものである。履修登録の際には必ず目を通し、基本的なことでも再度確認すること。

なお、履修に関して本書で理解できないことや疑問に感じたことは、必ず教務課窓口で質問し説明を受けること。

### ◇用語の定義

短大では、高校で耳にしたことのない用語がある。以下に短大でよく使う用語を簡単に説明する。

履 修……………卒業するために、短大で定められた規程に基づき、授業科目を受講すること。

修 得……………科目を履修し、単位の認定を受けること。

必修科目……………卒業するまでに、必ず修得しなければならない科目。

選択必修科目……………定められた複数の科目の中から定められた単位数になるように自分で科目を選択することができる必修科目。

通年科目……………1年間授業を行い完結する科目。

半期科目……………前期（4月～9月）または後期（10月～3月）の授業で完結する科目。

集中講義……………通常の間割とは別に期間を定め、その期間内に集中的に所定時間の授業を行うこと。期間は掲示により知らせる。

休 講……………短大または教員の都合により授業を行わないこと。掲示等により知らせる。

### ◇授業時間

時 限	1 時限	2 時限		3 時限	4 時限	5 時限
時 間	9:00	10:40	昼休み	13:00	14:40	16:20
	10:30	12:10		14:30	16:10	17:50

# 履修科目の登録方法

## 1. 履修科目の登録と単位認定

短大における学生の学修量は、それぞれの科目によって定められた「単位」によって表される。学生はあらかじめ定められたカリキュラムに従って、所定の単位を修得することによって卒業が認められ、「短期大学士」の学位が授与される。

**履修科目の登録とは、学期ごとに学生自らがその授業科目を履修しようとすることを意思表示する手続きである。**

履修登録は、前期科目・通年科目については前期の履修登録期間、後期科目については後期の履修登録期間にWEB履修・成績システムを使って行うこと。WEB履修・成績システムを使った履修登録の方法については、別冊「Web履修登録方法マニュアル」を参照し、誤りのないよう登録すること。

履修科目の誤りや登録もれがあると授業に出席し試験を受けても単位の修得は認められないのでこの手続きは各自の責任で正確に行うこと。

## 2. 単位制

単位制とは、科目ごとに単位が設定されており、科目を履修して単位の認定を受ける（＝単位を修得する）ことによって、卒業に必要な単位数を在学期間中に取得する制度である。各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、次の基準によって計算する。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教職に関する科目の保育・教職実践演習（幼）については、15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 教育実習、保育実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。その他の実験及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(学則第24条)

## 3. 登録できる単位数 (CAP制)

各年次にわたって適切に授業科目を履修するよう、半期に履修科目として登録することができる単位数の上限を、原則として30単位とする履修登録の制度 (CAP制) を設けている (通年科目については便宜上1/2で計算すること)。

CAP制とは、1年間に履修することのできる科目単位数に上限を設けることを指す。学習すべき授業科目を精選することで十分な学習時間を確保し、授業内容を深く身につけることを目的とした制度である。

(学則第32条)

## 4. 教養科目履修について

本学における教養科目とは、各分野の専門家の講義を受けることによって大学修了者にふさわしい広い教養を身につけることを目的とするものである。

(1) 教養科目の授業科目、授業方法、修得すべき科目・単位数、履修年次については、教育課程履修表に記載してあるので、備考欄も含めて十分に理解すること。

(2) 教養科目はA群 (外国語科目)、B群 (一般教育科目：講義科目・演習科目)、C群 (保健体育科目) に分かれている。

(3) B群の場合は、前期と後期では違う科目を選択しなければならない。

- (4) 半期科目の場合、前期と後期同じ科目を履修しても単位は加算されない。
- (5) 履修の時期は原則的に1年次、2年次のどちらでも履修できるが、2年次になると同じ時間帯に専門科目の必修科目が開講される場合が多いので、できるだけ1年次に履修すること。
- (6) 公益財団法人日本英語検定協会の行う実用英語技能検定で2級以上の合格者は、申請により、A群の「英語Ⅰ・Ⅱ」の履修により修得した単位とみなし、認定することができる。
- (7) 授業内容は講義概要（シラバス）に記載してあるので、それらを読んであらかじめ内容の吟味をしてから受講すること。

## 5. 履修登録

### (1) 登録方法

- 履修登録は、前期科目については前期の履修登録期間、後期科目については後期の履修登録期間に**Web履修登録システム（キャンパスプラン）**を使って行うこと。
- Web履修登録システムの使い方については、**別冊「Web履修登録ガイド」**を参照し、誤りのないよう登録すること。
- 登録科目の誤りや登録もれがあると授業に出席し試験を受けても単位の修得は認められないので、履修登録は正確に行うこと。

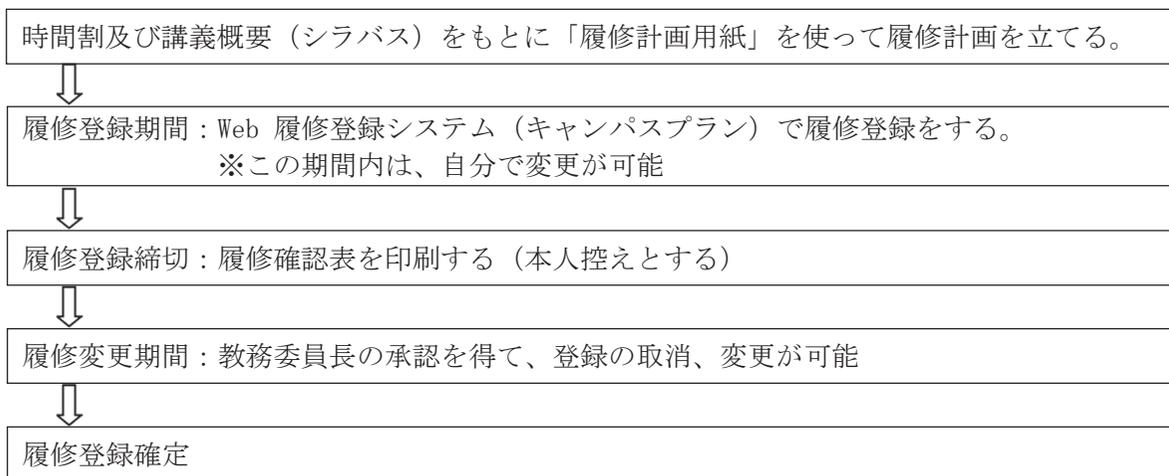
### (2) 履修確認表

Web履修登録システムを使って履修登録を行った後に「履修確認表」を印刷し、自分の控えとして残すこと。

### (3) 登録期間

前期、後期とも掲示により知らせる。なお、履修登録の締め切り日を含めて8日間を履修変更期間とする。この期間内に履修の取りやめや変更を行う場合は、教務委員長の承認を得ること。

## 履修登録のながれ



※一部登録方法が異なる科目がありますので、掲示をよく確認すること

## 6. 他大学等での既修得単位の認定

入学前に他大学（短期大学を含む）で修得した科目の単位がある場合は、申請により本学の科目の単位と読み替えて認定を受けることができる。申請した科目の単位の認定が承認された場合は、その科目を受講することなく単位を修得することができる。希望者は教務委員長まで申し出ること。なお、申請しても必ず単位が認定されるとは限らない。

(学則第33条)

## 7. 成績の評価および表示について

成績の評価および表示については、作新学院大学女子短期大学部履修規定に則るため、以下該当項目を参照すること。

- (1) 試験の実施及び受験資格については第8条、第9条、第10条、第11条、第12条を参照すること。
- (2) 成績の評価及び表示については第15条を参照すること。
- (3) GPA に関することについては第15条、第16条、第17条を参照すること。

## 8. 再履修における注意点

単位の修得が認められなかった科目は、次年度以降に再履修することができる。ただし、当該科目の授業時間に他の授業科目が開講され、再履修が困難となる場合もある。再履修を希望する場合は、履修登録期間開始までに必ず教務委員長に相談すること。

## 9. 履修の取り消し

授業の受講目的が達成されない場合（実習辞退等）、履修登録した科目の取り消しを行うことができる。取り消し手続きを行うことで、当該科目は GPA 計算の対象外となる。

# 作新学院大学女子短期大学部 学則

## 第1章 総 則

### (目的)

- 第1条 本学は作新学院設立の精神に則り、高潔な人格と確乎とした識見を養い、時代の要請に応え、実際の職業に即応し、自ら学び、自らを律し、自主的に行動できる女性を育成することを目的とする。
- 2 第5条の規定により設置する幼児教育科の教育研究上の目的は、以下のとおりとする。
- (1) 保育者としてふさわしい資質を備え、常に時代の要請に自ら進んで対応できる能力を養う。
  - (2) 保育者に必要な保育の理論や実践的な技能を、自ら進んで学び高めようとする態度を養う。
  - (3) 保育者としてふさわしい豊かな個性や協調性を持ち、学問的な裏付けを持った実践を行うことができる能力を養う。

### (名称)

第2条 本学は、作新学院大学女子短期大学部と称する。

### (位置)

第3条 本学は、栃木県宇都宮市竹下町下東原908番地に置く。

### (自己評価等)

第4条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、別に定めるところにより、自ら点検及び評価を行うものとする。

## 第2章 学科、学生定員及び修業年限

### (学科及び学生定員)

第5条 本学において設置する学科及び学生定員は次のとおりとする。

学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
幼 児 教 育 科	105名	270名

### (修業年限及び在学年限)

- 第6条 本学の修業年限は2年とする。ただし学生は4年を超えて在学することはできない。
- 2 本学則第34条第1項の定めに基づき、長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）は、当該許可された年限とする。
  - 3 第1項の定めに関わらず、長期履修学生は6年を超えて在学することはできない。

## 第3章 学年、学期及び休業日

### (学年)

第7条 本学の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

### (学期)

第8条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで 後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の定めにかかわらず、学長が必要と認めるときは、前期終了日及び後期始業日を変更する

ことができる。

(1年間の授業期間)

第9条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第10条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (2) 開学記念日 11月11日
  - (3) 春期休業日 3月16日から3月31日まで
  - (4) 夏期休業日 8月1日から9月30日まで
  - (5) 冬期休業日 12月20日から1月7日まで
- 2 前項に定めるもののほか、学長は臨時に授業を行わない日を定め又は時宜によって休業日を変更することができる。
- 3 第1項の定めにかかわらず、学長が必要と認めるときは、休業日であっても授業を行う日とすることができる。

#### 第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第11条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第12条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年1月31日文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第二条の規程による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたもので、18歳に達したもの

(入学志願)

第13条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

2 前項の提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第14条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行い、学長が合格者を決定する。

2 前項の決定に当たり、教授会は、学長に意見を述べるものとする。

(入学手続き)

第15条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、入学納付金を納付しなければならない。

2 学長は前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転入学・再入学)

第16条 本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、学長が相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の入学を許可するに当たり、教授会は、学長に意見を述べるものとする。

3 本学を卒業した者又は願いにより退学した者が、再び入学を希望したときは第1項に準ずる。

4 第1項及び第3項の規定により、入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱いは、在学すべき年数については、教授会に意見を求めて、学長が決定する。

(転学)

第17条 学長の許可を得なければ他の学校に入学又は転学を出願することができない。

(退学)

第18条 退学しようとする者は、その理由を記し、保護者連署の上願い出て学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第19条 疾病その他やむを得ない事情により、2ヶ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第20条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、修業年限及び在学年数には算入しない。

(復学)

第21条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第22条 次の各号の一に該当する者は、教授会に意見を求めて、学長が除籍する。

- (1) 第6条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第20条に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者
- (5) 死亡した者

## 第5章 教育課程、履修方法

(授業科目)

第23条 授業科目の種類、単位数等は別表第1のとおりとする。

(単位の計算方法及び各授業科目の授業期間)

第24条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、次の基準によって計算する。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教職に関する科目の「保育・教職実践演習(幼)」については、15時間の授業をもって1単位とする。
  - (3) 教育実習、保育実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。その他の実験及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。
  - 3 第1項第1号から第3号の授業を多様なメディアを高度に利用して、教室以外の場所で履修させることができる。
  - 4 第1項第1号、第2号及び前項の授業を外国において履修させることができる。

(単位の授与)

第25条 授業科目を履修し、本学則で定める授業時数の3分の2以上出席し、その試験に合格した者には、所定の単位をあたえる。

(試験の評価)

第26条 試験等の評価は、秀、優、良、可、不可とし、可以上を合格とする。

## 第6章 卒業等

(卒業の要件)

第27条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表第1に定めるところにより62単位以上を取得しなければならない。

(卒業の認定)

第28条 学長は、本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 前項の卒業を認定するに当たり、教授会は、学長に意見を述べるものとする。

(学位の授与)

第29条 学長は、前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

- 2 前項の学位を授与するに当たり、教授会は、学長に意見を述べるものとする。

(資格及び免許状)

第30条 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

学 科	資格及び免許状の種類
幼 児 教 育 科	幼稚園教諭二種免許状・保育士資格

- 2 幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、別表第1に規定する卒業要件を充足し、教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、本学則に定める授業科目及び単位を取得しなければならない。
- 3 保育士資格を取得しようとする者は、別表第1に規定する卒業要件を充足し、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の規定で、厚生労働省告示第198号に基づき、本学則に定める授

業科目及び単位を取得しなければならない。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第31条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学（以下「短期大学等」という）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学等に留学する場合及び外国の短期大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合に準用する。

(短期大学等以外の教育施設等における学修)

第32条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第33条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

3 前2項により修得したとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第31条第1項及び前条第1項により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第31条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第34条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、第6条第1項に定める修業年限を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生について必要な事項は別に定める。

## 第7章 検定料、入学料、授業料その他の費用

(学生納付金)

第35条 本学の検定料、入学料、授業料等は別表第2のとおりとする。

2 学業優秀及び経済的に困窮すると認められるときは、授業料等を免除することができる。

3 前項の免除については別に定める。

4 修業年限を超えて在学する学生については別に定める。

(授業料等の納付)

第36条 授業料等毎年納入すべき学費は、学年の始めに納入するが、授業料については、前期（4月）及び後期（10月）の二期に分けて年額の2分の1ずつ納入する。

2 授業料は、前期分を納入するときに後期分を併せて納入することができる。

3 特別な事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

(その他の費用)

第37条 実験、実習費等必要な費用は別に徴収する。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第38条 学期の途中で退学した者の当該期分の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学者の在籍料及び授業料等)

第39条 休学者は、休学期間中に、別表第3に定める在籍料を納めなければならない。

2 前項の休学者に対しては、休学期間中の授業料等を免除する。ただし、学期の中途において復学した者は、その学期の授業料等を全額納付しなければならない。

(授業料等滞納者の試験等の扱い)

第40条 授業料等を滞納している者は、試験等を受けることができない。

(納付した授業料等)

第41条 納入した検定料、入学金及び授業料等その他の納付金は原則として返付しない。

2 授業料を全額納入した者が、前期に退学及び卒業したときは後期分の授業料を返付することができる。

## 第8章 教職員組織及び教授会

(教職員組織)

第42条 本学に学長、教授、准教授、助教、事務職員及びその他必要な職員を置く。ただし、教育研究上の組織編成として適切と認められる場合には、助教を置かないことができる。

2 本学に講師を置くことができる。

(学長)

第43条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(科長)

第44条 科に科長を置き、科の運営に関し、総括及び連絡調整する。

2 科長は、教授のうちからこれを充てる。

(教授会等)

第45条 本学に教授会を置く。

2 教授会に関する事項は、別に定める。

(学生担任)

第46条 本学に学生担任を置く。

2 学生担任に関する事項は、別に定める。

## 第9章 科目等履修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第47条 学長は、本学で開講する学科目の履修を希望する者がいるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第48条 学長は、外国人で、本学において教育を受ける目的をもって入国し、入学を志願する者がいるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 前項の入学を許可するに当たり、教授会は、学長に意見を述べるものとする。
- 3 外国人留学生に関して必要な事項は別に定める。

## 第10章 賞 罰

### (表彰)

第49条 学長は、人物、学業ともに優秀で他の模範となる者に対しては、教授会に意見を求めて、表彰することができる。

### (懲戒)

第50条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は教授会に意見を求めて、学長が懲戒する。

- 2 懲戒は退学、停学及び訓告とする。
- 3 退学はつぎの各号の一に該当する者に対して行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みのない者
  - (2) 学業を怠り成業の見込みのない者
  - (3) 正当な理由がなく出席常でない者
  - (4) 本学の秩序を乱し、学生としての本分に反した者
- 4 停学期間は、修業年限に算入しない。ただし、停学期間が短期の場合は、修業年限に含めることがある。
- 5 懲戒について必要な事項は、別に定める。

## 第11章 図書館、情報センター、地域協働広報センター及び厚生施設

### (図書館)

第51条 図書、その他の文献及び研究資料を蒐集保管し、教職員及び学生の閲覧に供するため図書館を置く。

- 2 図書館について必要な事項は、別に定める。

### (学内共同研究機関及び施設)

第52条 本学に次の学内共同教育研究機関及び施設を置く。

- (1) 情報センター
  - (2) 地域協働広報センター
  - (3) 教職実践センター
  - (4) 企画広報室
  - (5) EM・IR室
- 2 前項各号の学内共同教育研究施設について必要な事項は、別に定める。

### (厚生、補導施設)

第53条 本学に厚生、補導のための施設を置く。

- 2 前項の施設について必要な事項は、別に定める。

## 第12章 生涯学習プログラム

### (生涯学習プログラム)

第54条 本学は、地域社会の文化・科学の発展、向上に寄与するため、リカレント教育及び公開講座による生涯学習の機会を提供する。

- 2 生涯学習について必要な事項は、別に定める。

### 第13章 研修の機会

(SD)

- 第55条 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（スタッフ・ディベロップメント。以下「SD」という。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。
- 2 前項の「職員」には、事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員を含むものとする。
- 3 SDについて、計画的・組織的に行うため、必要な事項は別に定める。

### 第14章 改廃

(改廃)

- 第56条 学則の改廃は、教授会の議を経て学長が定め、理事会の承認を得なければならない。

### 第15章 事務局

(事務局)

- 第57条 本学にその事務を遂行するため、事務局を置く。
- 2 事務局の組織については、別に定める。

附 則

本学則は、昭和42年4月1日からこれを施行する。

附 則

この改正は、昭和43年4月1日からこれを施行する。

附 則

この改正は、昭和44年4月1日からこれを施行する。

附 則

この改正は、昭和51年4月1日からこれを施行する。

附 則

この改正は、昭和58年4月1日からこれを施行する。

附 則

この改正は、平成2年4月1日からこれを施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成3年4月1日からこれを施行する。
- 2 第2条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科・専攻	平成3年度		平成4年度~平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文科国文専攻	100人	180人	100人	200人	80人	180人
文科英文専攻	60人	100人	60人	120人	40人	100人

附 則

この改正は、平成4年4月1日からこれを施行する。

附 則

この改正は、平成5年4月1日からこれを施行する。

附 則

この改正は、平成6年4月1日からこれを施行する。

附 則

この改正は、平成7年4月1日からこれを施行する。

附 則

この改正は、平成8年4月1日からこれを施行する。

附 則

この改正は、平成9年4月1日からこれを施行する。但し、第29条については、平成8年度以前の入学生は旧学則第27条を適用する。

附 則

この改正は、平成10年4月1日からこれを施行する。

附 則

この改正は、平成11年4月1日からこれを施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成12年4月1日からこれを施行する。
- 2 学則第19条第1項第1号に規定する科目について、平成12年3月31日に在籍する者は、従前の学則を適用する。

附 則

この改正は、平成13年4月1日からこれを施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成14年4月1日からこれを施行する。
- 2 平成14年3月31日から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成15年4月1日からこれを施行する。
- 2 第17条については、平成15年3月12日より適用する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日からこれを施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成17年4月1日からこれを施行する。
- 2 学則第30条別表第2に規定する学生納付金について、平成17年3月31日に在籍する者は、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成17年12月1日からこれを施行し、平成17年10月1日以降に卒業した者に適用する。
- 2 学則第20条第1項第1号に規定する科目については、平成18年4月1日から施行し、平成18年3月31日から引き続き在籍する者は、従前の学則を適用する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日からこれを施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成20年4月1日からこれを施行する。
- 2 平成20年3月31日から引き続き在籍する者にあつては、なお、従前の例による。

附 則

この改正は、平成20年6月1日からこれを施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成21年4月1日からこれを施行する。
- 2 学則第21条に規定する別表第1については、平成21年3月31日から引き続き在籍する者にあつては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成22年4月1日からこれを施行する。
- 2 第21条第1項第1号に規定する科目及び第24条については、平成22年4月1日から施行し、平成22年3月31日から引き続き在籍する者は、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成23年4月1日からこれを施行する。
- 2 学則第21条に規定する科目については、平成23年4月1日から施行し、平成23年3月31日から引き続き在籍する者は、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成24年4月1日からこれを施行する。
- 2 学則第21条に規定する科目については、平成24年4月1日から施行し、平成24年3月31日から引き続き在籍する者は、従前の学則を適用する。
- 3 学則第32条第2項及び第3項については、平成25年度入学生から適用し、平成24年4月1日から引き続き在籍する者は、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成25年4月1日からこれを施行する。
- 2 学則第21条に規定する別表第1及び学則第32条に規定する別表第2については、平成25年4月1日から施行し、平成25年3月31日から引き続き在籍する者は、従前の学則を適用する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日からこれを施行する。

附 則

この改正は、平成26年10月1日からこれを施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日からこれを施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成28年4月1日からこれを施行する。
- 2 学則第37条については、平成28年3月31日から引き続き在籍する者にあつては、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成29年4月1日からこれを施行する。
- 2 学則第23条別表第1に規定する授業科目及び学則第35条別表第2に規定する学生納付金については、平成29年4月1日から施行し、平成29年3月31日から引き続き在籍する者は、従前の学則を適用する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日からこれを施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成31年4月1日からこれを施行する。

2 学則第23条別表第1に規定する授業科目及び学則第35条別表第2に規定する学生納付金については、平成31年4月1日から施行し、平成31年3月31日から引き続き在籍する者は、従前の学則を適用する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日からこれを施行する。

附 則

1 この改正は、令和5年4月1日からこれを施行する。

2 令和5年3月31日から引き続き在籍する者は、従前の学則を適用する。

**別表第1** 授業科目、授業方法、履修年次及び単位数

(1) 教養科目

区分 学科	授業科目	授業 方法	単位数		履修 年次	備考
			必修	選択		
幼児教育科	基礎教養Ⅰ	演習	1		1～2	幼稚園教諭二種免許 を取得するためには、 「日本国憲法」は 必修である。
	基礎教養Ⅱ	演習	1		1～2	
	英語Ⅰ	演習	1		1～2	
	英語Ⅱ	演習	1		1～2	
	美術史	講義		2	1～2	
	デザイン論	講義		2	1～2	
	日本国憲法	講義		2	1～2	
	キャリアデザイン	演習	1		2	
	ライフデザイン	講義	2		1～2	
	情報処理Ⅰ	演習	1		1～2	
	情報処理Ⅱ	演習	1		1～2	
	体育講義	講義	1		2	
	体育実技	実技	1		2	
小計			11	6		11以上

## (2) 専門科目

区分 学科	授 業 科 目	授業方 法	単位数		履修 年次	卒業要件 単位数	備考		
			必修	選択			幼二種 免課程	保育士 課 程	
幼児教育科	音楽表現実践演習Ⅰ	演習	1		1～2	必修・ 選択合 わせて 51単 位以上		必修	
	音楽表現実践演習Ⅱ	演習	1		1～2			選択必修	
	音楽表現実践演習Ⅲ	演習		1	2			選択必修	
	幼児と健康Ⅰ	演習	1		1～2			必修	必修
	幼児と健康Ⅱ	演習		1	1～2			必修	必修
	幼児と人間関係	講義		2	1～2			必修	選択必修
	幼児と環境	講義		2	1～2			必修	選択必修
	幼児と言葉	講義		2	1～2			必修	選択必修
	幼児と造形表現Ⅰ	演習	1		1～2			必修	必修
	幼児と造形表現Ⅱ	演習		1	1～2				選択必修
	幼児と造形表現Ⅲ	演習		1	2				選択必修
	幼児と音楽表現Ⅰ	演習	1		2			必修	必修
	幼児と音楽表現Ⅱ	演習		1	2			必修	選択必修
	教育原理	講義	2		1～2			必修	必修
	発達心理学	講義	2		1～2			必修	必修
	教育心理学	演習	1		2			必修	必修
	教育の制度と社会	講義		2	2			必修	選択必修
	教育方法論	講義		2	1～2			必修	選択必修
	保育の計画と評価	講義	2		2			必修	必修
	健康（指導法）	演習	1		1～2			必修	必修
	環境（指導法）	演習	1		1～2			必修	必修
	言葉（指導法）	演習	1		1～2			必修	必修
	人間関係（指導法）	演習	1		1～2			必修	必修
	表現（指導法）	演習	1		1～2			必修	必修
	保育内容総論	演習	1		1～2			必修	必修
	保育者論	講義		2	2			必修	必修
	教育相談	講義		2	2			必修	選択必修
	保育・教職実践演習（幼）	演習	2		2			必修	必修
幼稚園実習Ⅰ	実習		2	1～2		必修			
幼稚園実習Ⅱ	実習		2	2		必修			
教育実習指導	演習		1	1～2		必修			
保育原理	講義		2	1～2			必修		

	社会的養護Ⅰ	講義		2	2			必修
	地域福祉活動論	講義		2	2			選択必修
	子どもの食と栄養	演習		2	2			必修
	子どもの保健	講義		2	2			必修
	子どもの健康と安全	演習		1	2			必修
	社会福祉	講義	2		1～2			必修
	子ども家庭支援論	講義		2	1～2			必修
	子育て支援	演習		1	1～2			必修
	子ども家庭福祉	講義		2	1～2			必修
	乳児保育Ⅰ	講義		2	2			必修
	乳児保育Ⅱ	演習		1	2			必修
	子ども家庭支援の心理学	講義		2	2			必修
	保育実習Ⅰ（保育所）	実習		2	1～2			必修
	保育実習Ⅰ（施設）	実習		2	2			必修
	保育実習指導Ⅰ（保育所）	演習		1	1～2			必修
	保育実習指導Ⅰ（施設）	演習		1	1～2			必修
	臨床心理学	講義		2	2			選択必修
	特別支援教育入門	演習	1		1～2			必修
	障害児保育	演習		1	2			必修
	社会的養護Ⅱ	演習		1	2			必修
	くらしとあそびⅠ	演習		1	1～2			必修
	くらしとあそびⅡ	演習		1	1～2			必修
	地域福祉活動実践Ⅰ	実習		1	1～2			選択必修
	地域福祉活動実践Ⅱ	実習		1	1～2			選択必修
	保育実習Ⅱ	実習		2	2			選択必修
	保育実習Ⅲ	実習		2	2			選択必修
	保育実習指導Ⅱ	演習		1	2			選択必修
	保育実習指導Ⅲ	演習		1	2			選択必修
小計			23	65		51以上	51以上	※
※保育士養成課程においては、告示別表第1による必修科目51単位の取得の他、選択必修科目として、保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲのいずれか2単位以上、保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲのいずれか1単位以上、必修科目の幼児と音楽表現Ⅰ、幼児と健康Ⅰ及び幼児と健康Ⅱの各1単位、その他の選択必修科目3単位以上を併せて9単位以上、合計60単位以上取得しなければならない。								

**別表第2** 入学検定料、入学料、授業料等（第35条関係）

学 費	金 額	納 入 す る 時 期
入 学 検 定 料	30,000円	入学願書提出のとき
入 学 料	300,000円	入学手続きのとき
授 業 料	600,000円	入学手続きのとき及び毎年（4月）及び後期（10月）の2期に分けて年額の2分の1ずつ納入
施 設 設 備 費	230,000円	入学手続きのとき 2年次以降は、学年の初めに納入
実 習 費	90,000円	入学手続きのとき 2年次以降は、学年の初めに納入
教 育 充 実 費	120,000円	入学手続きのとき 2年次以降は、学年の初めに納入

**別表第3** 在籍料（第39条関係）

費 目	金 額	納 入 す る 時 期
在 籍 料	半期50,000円	休学するとき、学期初めに納入。

## 作新学院大学女子短期大学部履修規程

### (趣旨)

第1条 本学の教育課程、履修方法、試験及び実習の評価については、学則第23条から第26条までに定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (授業科目及び単位)

第2条 授業科目の種類及び単位数は、学則第23条第1項別表第1のとおりとする。

第3条 単位計算の基準は、学則第24条による。

### (授業時間割表の公示)

第4条 毎学年の授業科目、担当教員及び授業時間割表は、学年の始めに公示する。

### (履修届の提出)

第5条 学生は、履修しようとする授業科目を、原則として毎年度始めの所定の期日までに学長に提出し承認を受けなければならない。正当な理由がなく所定の期日までに履修届を提出しない者は、当該年の授業を履修することができない。

2 提出した履修届は、原則として正当な理由なしに変更することができない。

3 履修の取り消しは、所定の期日までに学長に届け出たときに限りこれを認める。

### (履修登録の制限)

第6条 前条第1項の規定にもかかわらず、各年次にわたって適切に授業科目を履修するよう、半期に履修科目として登録できる単位数の上限を、原則として30単位とする。

2 1年次において所定の単位を優れた成績をもって修得した者については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

### (履修授業科目修了の認定)

第7条 履修授業科目の修了の認定は、試験によって行う。

### (試験の種類)

第8条 試験は、定期試験（各期末）、追試験及び再試験とし、その他必要に応じて臨時試験を行う。

2 通年科目の試験は学年末に行う。ただし、中間評価のために前期末に試験を行うことがある。

### (試験の方法)

第9条 試験は、原則として授業担当者が筆記試験で行う。ただし、授業科目によっては、学習報告、提出作品、実技試験及びその他の方法により行うことがある。

2 試験の日程、時間及び教室等は、その都度公示する。

### (試験時間)

第10条 試験時間は、原則として90分とする。ただし、授業科目によっては試験時間を変更して行うことができる。

2 試験開始から20分以上の遅刻は入室を認めない。また、30分以内の退室も認めない。

### (受験資格)

第11条 次の各号の一つに該当する者は、受験資格を有しない。

(1) 第5条に定める履修届の承認を得ていない者（履修届が不備で届出が無効になった者を含む。）

(2) 特別な理由なしに学則で定める授業時数に対し出席時数が3分の2に達していない者

(3) 授業料その他学納金等の未納者

### (学生証の提示等)

第12条 試験を受ける者は、学生証を机上に提示しなければならない。

2 試験を受けるに当たって、学生が守るべき事項については、その都度掲示する。

(追試験及び再試験)

第13条 定期試験を病気、就職試験、忌引、事故等やむを得ない事由により、受けられなかった者に対しては、可能な限り事前に本人又は保護者を通して教務課に連絡し、やむを得ない事情を証明できる書類を提出し、授業担当者がそれを認めた場合には追試験を行うことがある。

2 定期試験の結果、不合格になった者に対しては、所定の期間内に再試験料を納付して再試験願を提出した場合は、再試験を行うことがある。

3 修業年限が2年(学則第6条)を満了した学生(見込みを含む)のうち、卒業、免許・資格要件単位数が不足する者で、次の各号をすべて満たす場合には特別に試験を行うことがある。

- (1) 不足する単位数が8単位以内であること
- (2) 当該年次に履修登録された授業科目であること
- (3) 出席日数不足等で評価対象外とされた科目でないこと

(実習科目の成績評価)

第14条 実習科目において実習日数の4分の1以上欠席した者は、成績の評価をしない。

2 前項に該当する場合に、通常の授業に支障のない期間において、当初の実習機関・施設又は他の機関・施設において実習が可能な場合には、再実習させ、成績の評価をすることができる。

(成績の評価及び表示)

第15条 授業科目の成績は、100点を満点とし、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。

2 前項成績評価は、評価基準に基づき5段階で評価する。

可否	評価基準		成績
合格	授業の到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績	100点から90点まで	秀
	授業の到達目標を十分に達成できている優れた成績	89点から80点まで	優
	授業の到達目標を達成できている成績	79点から70点まで	良
	授業の到達目標を最低限達成できている成績	69点から60点まで	可
	「本学における授業科目の履修」とみなすもの※	段階なし	合
不合格	授業の到達目標を達成できていない成績	59点以下	不可

※ 学則第31条、第32条、第33条等に該当するもの。

3 前項の成績評価に対して GP (Grade Point) を与え、次の基準により表示する。

	成績	GP	点数
(1)	秀	4	100点から90点まで
(2)	優	3	89点から80点まで
(3)	良	2	79点から70点まで
(4)	可	1	69点から60点まで
(5)	合	—	段階なし
(6)	不可	0	59点以下

4 「秀」評価は成績上位10%程度を目安とする。

5 第13条第2項により、再試験を行った場合の評価は可又は不可とする。

6 成績評価が不可の場合は、その授業科目の単位を認定しない。

(GPA の算出)

第16条 前条の規定による成績評価に対し、次の方法で GPA (Grade Point Average) を算出する (小数点以下第3位を四捨五入)。

2 「合」評価は GPA に算入しない。

$$\frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1 + \text{不可の単位数} \times 0}{\text{履修登録単位数 (不可を含む)}}$$

(GPA の活用)

第17条 前条により算出された GPA は、以下のように活用される。

(1) 学位記授与式の代表学生選抜については、GPA の高い学生が優先される。

(2) 各学期の GPA が 2 未満であった学生には、担任から学習指導を実施する。

(3) 各学期の GPA が 1 未満であった学生には、担任および教務委員長より指導した後、改善が見込まれない場合は、退学勧告を行うことができる。

(4) 各学期の GPA が 1.5 未満であった学生には、各種実習辞退の勧告を行うことができる。

(成績通知票の交付)

第18条 成績の通知は、前期については10月上旬に、後期については当該年度の3月上旬に成績通知書を交付することによって行う。ただし、卒業年次の学生のみ後期は2月中旬に交付する。

(再履修の制限)

第19条 試験の結果、合格点を得た授業科目は再履修をすることができない。

(不正行為)

第20条 不正行為を行ったと認められた者は、学則第50条に基づき処分を受けるものとする。

2 不正行為を行った者に対しては、当該期の試験欠席を除く全ての試験評価を不合格とする。

3 前項の規定により、評価が不合格となった科目の再試験受験資格については教授会の議を経て決定する

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 本規程施行の前日から引き続き在学する者にあつては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 本規程施行の前日から引き続き在学する者にあつては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## 作新学院大学女子短期大学部 学位規程

### (目的)

第1条 この規程は、作新学院大学女子短期大学部（以下「本学」という。）において授与する学位について、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項及び作新学院女子短期大学部学則（以下「本学学則」という。）に基づき、必用な事項を定める。

### (学位の名称)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。幼児教育科 短期大学士（幼児教育）

### (学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、学長が、本学学則の定める卒業に必要な要件を満たした者に対して授与する。

### (学位授与の時期)

第4条 短期大学士の学位を授与する時期は、3月または9月とする。

### (学位名称の使用)

第5条 本学より学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、本学名を次のように付記するものとする。  
短期大学士（幼児教育・作新学院大学女子短期大学部）

### (学位記の様式)

第6条 学位記は、別に定める様式によるものとする。

### (学位の取消)

第7条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又は学位の名誉を汚す行為をしたときは、学長は、教授会の議を経て、学位を取り消すことができる。  
2 前項の議決は、教授会構成員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

### (学則の準用)

第8条 その他本学学位規程に定めるもの以外は、本学学則の定めるところによるものとする。

### (規程の改廃)

第9条 本学位規程の改廃は、教授会の議を経て行うものとする。

### 附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

## 作新学院大学女子短期大学部 科目等履修生規程

- 第1条 学則第47条に規定する科目等履修生については、この規程の定めるところによる。
- 第2条 科目等履修生としての入学資格を持つ者は、次のいずれかの号に該当する者とする。
- (1) 高等学校を卒業した者
  - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
  - (3) 学校教育法施行規則第69条の規程により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- 第3条 履修を希望する者は、出願書類に検定料10,000円を添えて、所定の願書受付期間に提出しなければならない。
- 2 出願書類は、次のとおりとする。
- (1) 科目等履修生志願書（本学所定の用紙）
  - (2) 履歴書
  - (3) 最終出身学校の卒業（修了）証明書及び学業成績証明書
  - (4) 健康診断書（本学所定の用紙により医療機関で証明をうけたもの）
  - (5) 所属長の承諾書（有識者のみ）。ただし、学生の場合にあっては在籍する学校長の承諾書とする。
- 第4条 科目等履修生の入学時期は、学年又は学期始めとする。
- 第5条 科目等履修生の履修期間は1年以内とする。尚、引き続き履修を希望する場合は、改めて出願し、許可を受けなければならない。
- 第6条 科目等履修生の入学の選考については本学の授業に支障がない場合に限り、履歴、人物及び健康について、第3条により提出された書類に基づき書類審査を行う。ただし、必要に応じて履修に必要な学力につき、筆記、面接、その他の方法により審査を行う場合がある。
- 第7条 科目等履修生の入学許可は、教授会の議を経て学長が行う。
- 第8条 科目等履修生として入学が許可された者は、所定の期日までに入学料20,000円（本学卒業生10,000円）を納めなくてはならない。未納者は入学許可を取り消すものとする。
- 第9条 履修料は、1単位につき10,000円とし、所定の期日までに納めなければならない。未納者は履修生としての資格を失うものとする。
- 2 科目等履修生が教育実習を履修する場合は、前項によるもののほか、教育実習履修料として25,000円を納めなければならない。
- 第10条 既納の検定料、入学料及び履修料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。
- 第11条 科目等履修生の履修単位数は、1か年20単位以内とする。
- 第12条 科目等履修生は、その履修した科目について、所定の試験等を受け合格したときは単位の認定を受けることができる。
- 第13条 科目等履修生に対しては、この規程に定めるもののほか、学則及び諸規程を準用する。
- 第14条 外国人科目等履修生の取り扱いについては、別にこれを定める。
- 附 則
- この規程は平成4年4月1日から施行する。  
この改正は平成5年4月1日から施行する。  
この改正は平成9年2月5日から施行する。  
この改正は平成11年2月5日から施行する。



**「教養科目」と「実習科目」について**



## 教養科目履修について

本学における教養科目とは、各分野の専門家の講義を受けることによって大学修了者にふさわしい広い教養を身につけることを目的とするものである。

1. 教養科目の授業科目、授業方法、修得すべき科目・単位数、履修年次については、教育課程履修表に記載してあるので、備考欄も含めて十分に理解すること。
2. 教養科目はA群（外国語科目）、B群（一般教育科目：講義科目・演習科目）、C群（保健体育科目）に分かれている。
3. B群の場合は、前期と後期では違う科目を選択しなければならない。
4. 期科目の場合、前期と後期同じ科目を履修しても単位は加算されない。
5. 履修の時期は原則的に1年次、2年次のどちらでも履修できるが、2年次になると同じ時間帯に専門科目の必修科目が開講される場合が多いので、できるだけ1年次に履修すること。
6. 公益財団法人日本英語検定協会の行う実用英語技能検定で2級以上の合格者は、申請により、A群の「英語Ⅰ・Ⅱ」の履修により修得した単位とみなし、認定することができる。
7. 授業内容は講義概要（シラバス）に記載してあるので、それらを読んであらかじめ内容の吟味をしてから受講すること。

## 幼稚園教諭二種免許状の取得について

幼児教育科生は、幼稚園教諭二種免許状を取得するのが原則である。

さらに、幼稚園教諭二種免許と選択課程の保育士資格とを同時取得することが望ましい。ただし、履修課程において、諸事情により幼稚園教諭二種免許の取得に必要な単位を取得できない場合は、幼稚園実習、教育実習指導、教育方法論等の単位を未修得でも卒業要件を満たせば教授会の議を経て、卒業を認めることがある。

1. 幼稚園教諭二種免許状を取得するためには、各ガイダンス・説明会等における指示に従わなければならない。

## 保育士資格の取得について

昭和44年度より厚生大臣の認定を得て保育士養成校の指定を受け、児童福祉法施行規則の定めるところに従って、本学幼児教育科生を対象として保育士課程を設けている。

保育士資格取得を希望する学生は、保育士に関する科目を受講し、所定の単位を取得すること。

1. 保育士資格を取得するためには、各ガイダンス・説明会等における指示に従わなければならない。

◎ 1年次の実習について：次ページ以降の「1年次で行う「各種実習」について」を参照すること

◎ 2年次の実習について：各種実習担当教員の指示に従うこと

## 1年次で行う「各種実習」について

実習は、幼稚園実習、保育実習、施設実習ですべてルールが異なります。ここでは、1年生で履修する「幼稚園実習Ⅰ」と「保育実習Ⅰ（保育所）」について説明します。

### 【幼稚園実習Ⅰについて】

#### (1) 「幼稚園実習Ⅰ」の概要について

- 「幼稚園教諭免許状」の取得のために、「幼稚園」や「認定こども園」の幼児クラス（3・4・5歳）で行う実習です。
- この実習の目的は、幼稚園で行われる教育活動を理解したり、幼児の発達について理解したり、クラス担任の業務について理解したりすることです。
- 1年生のおおむね9月に、1日8時間勤務を原則として13日間にわたって行います。（実習の前後1週間は、アルバイトや個人的な予定を入れず、実習に集中できる生活環境を整えましょう。）

#### (2) 「幼稚園実習Ⅰ」を行うことができなくなる場合について

- 「幼稚園実習Ⅰ」は、前期で学習する「教育実習指導」の単位を落としてしまうと、行うことができません。
- 幼稚園実習の説明会や「教育実習指導」で教えられるルールに違反した場合も、実習を行うことができません。
- 定期的に行われる幼稚園実習説明会を無断で欠席したり、遅刻したりした場合も、実習を行うことができません。
- 幼稚園実習Ⅰを履修する1年次前期のGPA（期末試験〔本試験〕の成績評価に基づく数値）が1.5未満の場合は、実習の辞退を勧告します。

※ただし、何らかの事由により当該時期に実習を行えなかった場合は、実際に幼稚園実習Ⅰを履修する直前学期のGPA（期末試験〔本試験〕の成績評価に基づく数値）をもとに判断します。

※ 子どもたちの「先生」になるという自覚と責任感を持って、短大生活を送りましょう。

#### (3) 「幼稚園実習Ⅰ」の担当教員について

- ① 花田 千絵 先生
- ② 井上 修 先生
- ③ 横井 夏子 先生

※ 幼稚園実習に関わることは、この3人の先生方に相談してください。

## 【保育実習Ⅰ（保育所）について】

### （1）「保育実習Ⅰ（保育所）」の概要について

- 「保育士資格」の取得のために、主に「保育園」で行う実習です。
- この実習の目的は、保育園で行われる保育活動を理解したり、乳児・幼児の発達について理解したり、担当保育士の業務について理解したりすることです。
- 1年生のおおむね2月に、1日8時間勤務を原則として11日間にわたって行います。
- （実習の前後1週間は、アルバイトや個人的な予定を入れず、実習に集中できる生活環境を整えましょう。）

### （2）「保育実習Ⅰ（保育所）」を行うことができなくなる場合について

- 「保育実習Ⅰ（保育所）」は、後期で学習する「保育実習指導Ⅰ（保育所）」の単位を落とすと、行うことができません。
- 保育実習の説明会や「保育実習指導Ⅰ（保育所）」で教えられるルールに違反した場合も、実習を行うことができません。
- 定期的に行われる保育実習説明会を無断で欠席したり、遅刻したりした場合も、実習を行うことができません。
- 保育実習Ⅰ（保育所）を履修する1年次後期のGPA（期末試験〔本試験〕の成績評価に基づく数値）が1.5未満の場合は、実習の辞退を勧告します。

※ただし、何らかの事由により当該時期に実習を行えなかった場合は、実際に保育実習Ⅰ（保育所）を履修する直前学期のGPA（期末試験〔本試験〕の成績評価に基づく数値）をもとに判断します。

※ 子どもたちの「先生」になるという自覚と責任感を持って、短大生活を送りましょう。

### （3）「保育実習Ⅰ（保育所）」の担当教員について

- ① 宍戸 良子 先生
- ② 長澤 順 先生
- ③ 設楽 紗英子 先生
- ④ 藤村 透子 先生

※ 保育実習（保育所）に関わることは、この4人の先生方に相談してください。

#### ◎大切な点のまとめ

※ 実習は、幼稚園実習、保育実習で、学ぶ内容やルールが違うこと。

※ 幼稚園実習、保育実習では、担当教員が違うこと。

※ 幼稚園実習も保育実習も、取るべき単位が取れなかったり、ルールに違反したりした場合などには、行えなくなること。

# 教育課程履修表



## 保育士資格・幼稚園教諭二種免許状取得見込証明書の発行について

### (1) 保育士資格取得見込証明書の発行について

原則として、卒業見込証明書のすべての要件を満たし、かつ、1年次に保育実習Ⅰ（保育所）を実施している2年生に発行します。

### (2) 幼稚園教諭二種免許状取得見込証明書の発行について

原則として、卒業見込証明書のすべての要件を満たし、かつ、1年次に幼稚園実習Ⅰを実施している2年生に発行します。

### (3) 卒業見込証明書の発行について

原則として以下の要件を満たしている2年生に発行します。

- ① 卒業時において、休学期間を除いて2年以上在籍する見込の人。
- ② 1年以上在籍し、次のとおり単位を修得している人。

卒業所要単位：62単位

既修得単位：31単位

## 教育課程履修表

### 教養科目

授 業 科 目		授 業 方 法	単 位 数			履 修 年 次	備 考
			必 修	選 択 必 修	選 択		
A 群	英 語 I	演 習		1		1～2	『教養科目』は必修科目9単位、選択必修科目2単位、計11単位以上を修得。  ・A群：2単位以上選択必修  ・B群：「基礎教養Ⅰ」「基礎教養Ⅱ」「ライフデザイン」「キャリアデザイン」「情報処理Ⅰ」「情報処理Ⅱ」7単位必修  ・C群：「体育講義」「体育実技」2単位必修  ・幼稚園教諭二種免許を取得するためには、「日本国憲法」は必修である。
	英 語 II	〃		1		1～2	
B 群	基 礎 教 養 I	〃	1			1～2	
	基 礎 教 養 II	〃	1			1～2	
	美 術 史	講 義			2	1～2	
	デ ザ イン 論	〃			2	1～2	
	日 本 国 憲 法	〃			2	1～2	
	ラ イ フ デ ザ イン	〃	2			1～2	
	キ ャ リ ア デ ザ イン	演 習	1			2	
群	情 報 処 理 I	〃	1			1～2	
	情 報 処 理 II	〃	1			1～2	
C 群	体 育 講 義	講 義	1			2	
	体 育 実 技	実 技	1			2	
必修単位数			11単位以上				

専門科目

免許・資格取得に対する 必修(◎印) 選択必修(○印)

授 業 科 目	授 業 方 法	単位数			卒業要件		履修年次	備考
		必修	選択必修	選択	+幼二種免	+保育士資格		
音楽表現実践演習Ⅰ	演習	1			◎	◎	1～2	
音楽表現実践演習Ⅱ	〃	1			◎	◎	1～2	
音楽表現実践演習Ⅲ	〃			1		○	2	
幼児と健康Ⅰ	〃	1			◎	◎	1～2	
幼児と健康Ⅱ	〃			1	◎	◎	1～2	
幼児と人間関係	講義			2	◎	○	1～2	
幼児と環境	講義			2	◎	○	1～2	
幼児と言葉	講義			2	◎	○	1～2	
幼児と造形表現Ⅰ	演習	1			◎	◎	1～2	
幼児と造形表現Ⅱ	〃			1		○	1～2	
幼児と造形表現Ⅲ	〃			1		○	2	
幼児と音楽表現Ⅰ	〃	1			◎	◎	2	
幼児と音楽表現Ⅱ	〃			1	◎	○	2	
保育原理	講義			2		◎	1～2	
社会的養護Ⅰ	〃			2		◎	2	
地域福祉活動論	〃			2		○	2	
子どもの食と栄養	演習			2		◎	2	
子どもの保健	講義			2		◎	2	
子どもの健康と安全	演習			1		◎	2	
社会福祉	講義	2			◎	◎	1～2	
子ども家庭支援論	〃			2		◎	1～2	
子育て支援	演習			1		◎	1～2	
子ども家庭福祉	講義			2		◎	1～2	
乳児保育Ⅰ	〃			2		◎	2	
乳児保育Ⅱ	演習			1		◎	2	
子ども家庭支援の心理学	講義			2		◎	2	
保育実習Ⅰ(保育所)	実習			2		◎	1～2	
保育実習Ⅰ(施設)	〃			2		◎	2	
保育実習指導Ⅰ(保育所)	演習			1		◎	1～2	
保育実習指導Ⅰ(施設)	〃			1		◎	1～2	
臨床心理学	講義			2		○	2	
特別支援教育入門	演習	1			◎	◎	1～2	
障害児保育	〃			1		◎	2	
社会的養護Ⅱ	〃			1		◎	2	
くらしとあそびⅠ	〃			1		◎	1～2	
くらしとあそびⅡ	〃			1		◎	1～2	
地域福祉活動実践Ⅰ	実習			1		○	1～2	
地域福祉活動実践Ⅱ	実習			1		○	1～2	
保育実習Ⅱ	実習			2		どちらか1科目	2	
保育実習Ⅲ	〃			2		◎※	2	
保育実習指導Ⅱ	演習			1		どちらか1科目	2	
保育実習指導Ⅲ	〃			1		◎※	2	
必修単位数計		8単位			16単位	41単位		

※保育実習Ⅱと保育実習指導Ⅱ、保育実習Ⅲと保育実習指導Ⅲのいずれかを組み合わせ履修すること。

専門科目

免許・資格取得に対する 必修(◎印) 選択必修(○印)

授 業 科 目	授 業 方 法	単位数			卒業要件		履修年次		
		必修	選択必修	選択	+幼二種免	+保育士資格			
教 職 関 係 科 目	教 育 原 理	講義	2			◎	◎	1～2	
	発 達 心 理 学	〃	2			◎	◎	1～2	
	教 育 心 理 学	演習	1			◎	◎	2	
	教育の制度と社会	講義			2	◎	○	2	
	教 育 方 法 論	〃			2	◎	○	1～2	
	保育の計画と評価	〃	2			◎	◎	2	
	健康（指導法）	演習	1			◎	◎	1～2	
	環境（指導法）	〃	1			◎	◎	1～2	
	言葉（指導法）	〃	1			◎	◎	1～2	
	人間関係（指導法）	〃	1			◎	◎	1～2	
	表現（指導法）	〃	1			◎	◎	1～2	
	保育内容総論	〃	1			◎	◎	1～2	
	保 育 者 論	講義			2	◎	◎	2	
	教 育 相 談	〃			2	◎	○	2	
	保育・教職実践演習(幼)	演習	2			◎	◎	2	
	幼 稚 園 実 習 I	実習			2	◎		1～2	
幼 稚 園 実 習 II	〃			2	◎		2		
教 育 実 習 指 導	演習			1	◎		1～2		
必修単位数計			15単位			28単位	17単位		

修 得 す べ き 単 位 数

	卒業要件	卒業要件 + 幼二種免許	卒業要件 + 保育士資格
教養科目の必修単位数合計	1 1	1 3	1 1
専門科目の必修単位数合計	2 3	4 4	5 8 「保育実習指導Ⅱ」 「保育実習Ⅱ」または 「保育実習指導Ⅲ」 「保育実習Ⅲ」の3単 位以上を含む。※
専門科目の選択科目の修得すべき単位数	2 8	7	○印のうち 2単位以上
合 計	6 2	6 4	7 1



